



ベーカー&マッケンジー
法律事務所 弁護士
井上朗氏

いづえ・あきら 2000年弁護士登録。05年米バージニア大ロースクール修了。06年ニューヨーク州弁護士登録。07年中央大で博士号取得。国内外の独禁法案件を手がけ、米国ほか海外の事情にも詳しい。

米国のバイデン政権下で、大企業の独占をけん制しようとする動きが相次ぐ。2021年に大統領令で企業同士の競争を促す72施策を政府機関に求めた。22年1月には連邦取引委員会（FTC）と司法省（DOJ）が

米合併指針改正 日本企業への影響は

仕事に効くスキル

大企業のM&A難しく

米政権はなぜ競争政策に力を入れているのですか。

「『GAFAM』といわれる巨大テック企業の市場シェアが圧倒的に増え、そこに富が集中するようになった。中小企業の労働者や個人事業主などの経済格差が社会問題になっている。過去40年あまり、米国は価格など消費者の利益を確保できなかった。経済成長を最優先にしてきた。企業の独占にも寛容だったともいえる政策が続いてきたが、ひずみがでてきている」

「独禁法は自由競争を実現するための環境を整える役割があると考えられてきた。ただ一部の大企業の方が巨大に

なってきた現状を見ると、従前の独禁法ではあるべき公正な競争を担保できなくなり、効果的な対応ができていないとの見方が広がっている」

「21年7月、大企業の監視強化などを盛り込んだ大統領令が出されました。『M&A（合併・買収）を厳しく審査するなど巨大企業への施策のほか、労働者が競

合企業に転職する雇用契約を制限する考えも示すなど多方面での取り組みを決めた。大企業市場で強い支配力を持つことで、値上がりやサービス低下、賃金減少をもたらしているとの考えを反映したものだ。独禁法を所管するDOJとFTCにも積極的に執行するように求めている」

「大統領令は広範囲にわたる可能性がある」

「合併審査に関して、22年1月にFTCとDOJはガイドラインを年内に改正する方針を発表しました。『検討のポイントとして15項目が挙げられているが、巨大IT（情報技術）企業が変えた新しい市場の形に独禁法がどう対応すべきかを問うものだ。例えば、将来のシェア確保を狙い、大企業が成長が見

込める新分野のスタートアップを買収したり、合併で大量のデータを保有したりして他企業との情報格差をもたらすようなケースは従来の独禁法では想定していなかった」

「合併審査の前提となる市場の画定方法も見直されそうだが、これまでは競合企業同士が合併する水平型、メーカー併買の考え方が大きく変わ

り実際の政策への反映は途上だが、企業への合併審査は難航するケースが出始めている。バイデン政権発足前は、市場シェアが高くなるM&Aは『問題解消措置』を取ることで認める傾向があった。例えば、複数の事業を持つ企業の場合、合併によりシェアが高くなりすぎると一部事業を第三者に売却すれば合併自体は承認される傾向があった。足元では措置を講じても合併を認めない事例が出ていると聞く」

「大企業同士のM&Aも一段と難しくなっている。ソフトバンクグループ（SBG）は20年に、子会社の英半導体設計アームを米半導体大手エヌビディアに売却することで合意したが、FTCは『半導体業界の競争を維持するため』などとして、合併の差し止めを求めて提訴した。22年2月にはSBGは売却を断念した。FTCが差し止めを求めるとは増加傾向にある」

「米国の市場でのシェアにかかわらず注意すべきなのは、合併による経営の効率化が難しくなるリスクだ。ガイドラインの検討項目の中に、余剰設備の削減など合併による効率化のあり方や雇用への影響がある。これまでは合併による重複拠点の統廃合や人員整理など経営効率化によるコスト削減は、M&Aの合理性をアピールする材料と考えられていた。今後は合併審査が通りにくくなる可能性もある」

「独禁法上の審査に加え、対米外国投資委員会（CFIUS）の審査も厳格化してきており、対米投資の時間的・費用的負担は増加している。M&Aの企画段階から、対米投資を実施すべきかどうかという観点からよく検討する必要がある」

「聞き手は相模真記」

経営効率化 審査リスクにも

米合併ガイドライン改正の検討項目	
すべての企業合併が競合同士の「水平型」と川上・川下企業の「垂直型」の2類型に当てはまるか	
将来の競争相手となるスタートアップを買収する企業をどう規制するか	
合併が労働市場の競争を減らすか分析する必要はあるか	
変化の速いデジタル市場での合併をどう捉えるべきか	
合併に伴い余剰な設備・人員を削減するのは効率性の改善になるか	

(注) 主要項目を抜粋
(出所) 米連邦取引委員会、米司法省

「聞き手は相模真記」